

知財戦略推進に係る研究現場からの意見

資料 6

平成 16年 4月

独立行政法人理化学研究所
主任研究員 川合真紀

1. ポスドクを活用した知財スタッフの人材養成・確保

ポスドク1万人計画により輩出されるポスドクの活用

2. 研究員の流動性に対応した知財制度整備

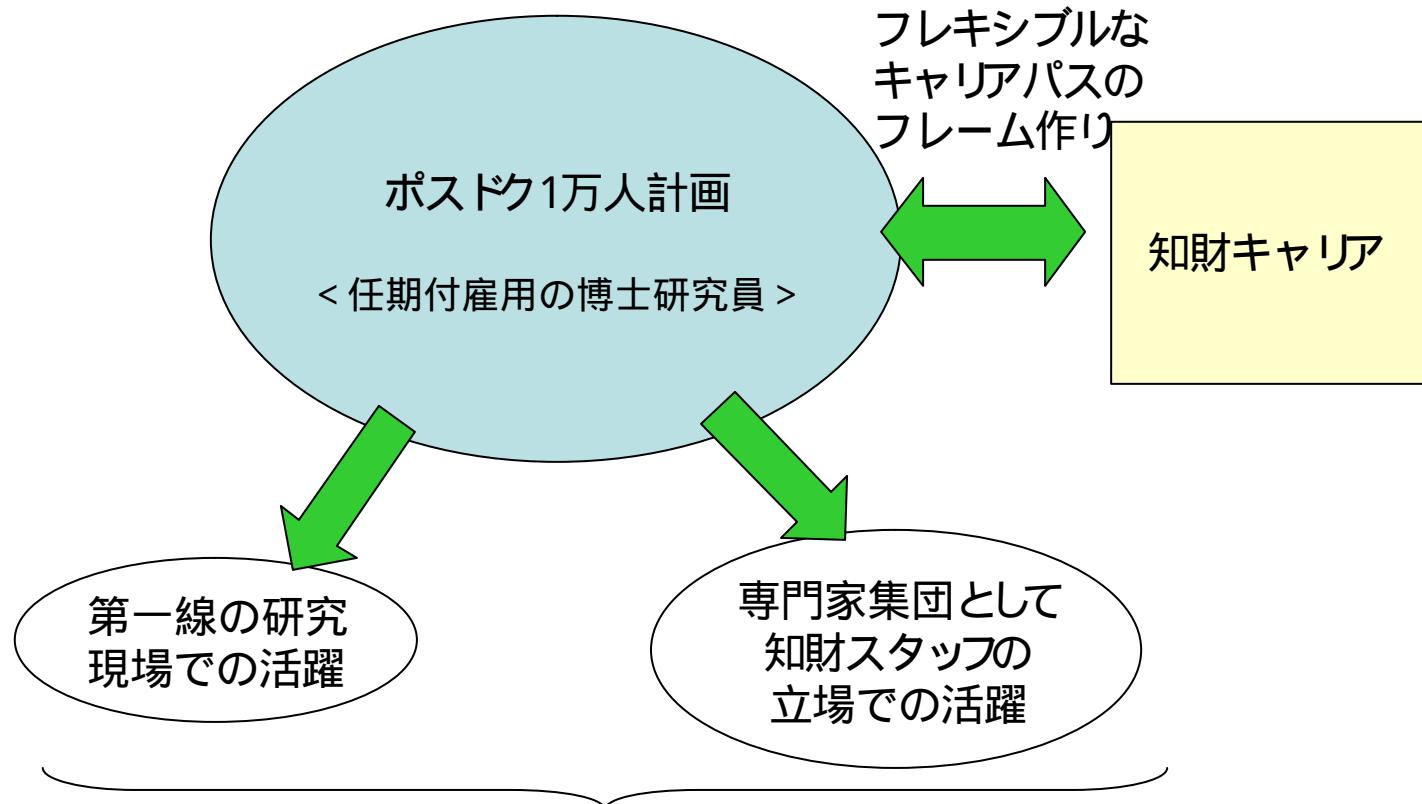
特許法第30条^(*)の新規性喪失の例外適用の緩和

[*論文等で発表した後でも6ヶ月以内であれば特許出願が可能]

3. 研究機関や学術機関における研究者自らが特許侵害からのリスク回避を意識する時代

1. ポストドクを活用した知財スタッフの人材養成 確保

知財スタッフの人材不足の現状の中で、ポストドク1万人計画等により、活用可能な専門家集団の市場は大きい。



我が国の科学技術水準の向上と知財戦略の加速

2. 研究員の流動性に対応した知財制度整備

- 論文発表と特許保護の両立を図る -

我が国の研究者の流動性は高まりつつある。

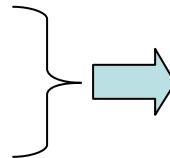
- 国研等の常勤研究者全体に占める任期付研究員の増加

(H13年度 3% H15年度 5%)

- 先端の研究システムを実施する理化学研究所の任期付研究員 H15年度 80%

理研の研究現場で感じること

- 任期付研究員への知財ルールの周知の徹底
- 知財に係る規制緩和



更なる知的財産
の創出が期待

新規性喪失の例外適用の日米欧比較

日本	米国	欧州(EPO)
新規性を喪失してから 6ヶ月以内 に出願の必要性	新規性を喪失してから 1年以内 に出願の必要性	なし (論文を発表すると 特許を取得 できない)
特許庁長官の指定する学術団体が開催する研究集会において発表を行った場合に制限	特に制限なし	

具体的には、
特許法第30条
の新規性喪失の
例外適用の要件
の緩和が重要。

3. 研究機関や学術機関における研究者自らが特許侵害からのリスク回避を意識する時代 - 米国の事例等から -

- 特許法第六十九条では特許権の効力が及ばない範囲について
「特許権の効力は、試験又は研究のためにする特許発明の実施には、及ばない。」
と規定している。
- しかしながら研究開発の展開に対し、他者の知財権が足かせとなる場合があり 研究開発の発展に妨げとなる可能性がある。
- 米国デューク大学事件 (Madey v. Duke Univ., 307 F.3d 1351(Fed. Cir. 2002))
特許訴訟等の先進国である米国では、フェデラルサーキット(米連邦巡回控訴裁判所、CAFC)は、大学での研究は基本的にはビジネスであり 産業界で行われる研究と全く同様に特許権行使の対象になる、という判決を下した。

研究規模が大きくなりつつある今、自らの研究活動を特許侵害から防御するためのリスクマネージメントが重要。